

豚疾病関連 中央家保情報 No.16 (H30-7)
平成30年10月12日

豚コレラ発生に伴う全ての制限が解除されました！！

岐阜県の養豚場で9月9日に発生した豚コレラについては、発生農場の防疫措置（殺処分、殺処分豚・汚染物品の埋却、農場消毒）が完了した9月11日から28日が経過した10月10日（午前0時）をもって、発生農場から半径3 km以内で設定していた移動制限区域が解除されました。これにより、今回の豚コレラ発生に伴う全ての制限が解除されました。

しかしながら、岐阜県では現在も野生いのししにおいて豚コレラが確認されており（下表参照）、陽性個体は全て優先調査区域内（発生農場および共同堆肥場から、それぞれ半径10km以内）で発見されています

死亡野生いのししの豚コレラ検査は全国でも実施されており、10月9日時点で29県68頭（長崎県の2頭を含む）が検査され、全て陰性でした。

野生いのししで豚コレラが確認された場合は、当該野生いのししを発見した地点を中心とした半径10km以内について、全ての豚（いのししを含む）飼養農場の立入検査を実施し、死亡豚やひね豚の増加等の異状の有無確認をすることとしております。

豚・いのしし飼育者の皆様におかれましては、野生いのししをはじめ、野生動物の侵入防止について対策をお願いします。

岐阜県における野生いのししの豚コレラ検査結果

10月10日現在

検査頭数	陽性頭数	陰性頭数
133頭 (うち死亡個体28頭)	19頭 (うち死亡個体12頭)	114頭

問合せ及び異常豚確認時の通報先；中央家畜保健衛生所
担当：藤岡・森田・久住呂
TEL：0957-25-1331（夜間は転送電話で対応します）
Eメール s34510@pref.nagasaki.lg.jp